

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
福祉テレホンサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、孤独に不安を持つ高齢者に対し、電話訪問をすることにより、孤独感の解消を図り、併せて安否確認を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、東金市に居住するおおむね 65 歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ひとり暮らしの世帯
- (2) ひとり暮らしの世帯に準ずる世帯
- (3) その他市社協会長が特に必要と認めた世帯

(事業内容)

第4条 この事業は、毎週 1 回福祉テレホンボランティア（以下「ボランティア」という。）が、電話訪問をし、安否の確認を行うものとする。

(利用の申込)

第5条 この事業の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、福祉テレホンサービス事業利用申込書（第1号様式）により地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）会長へ申し込みをし、地区社協会長は、その内容を調査の上、市社協会長へ申し込みをするものとする。

(利用の決定)

第6条 市社協会長は、その内容を審査の上、利用の可否の決定を行い、その結果を福祉テレホンサービス事業利用決定（却下）通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(利用の取り消し)

第7条 市社協会長は、利用者より利用の辞退があった場合、又は次の各号のいずれかに該当した場合、その利用を取り消すことができる。

- (1) 第3条に該当しなくなったとき
- (2) その他市社協会長が認めるとき

(ボランティアの義務)

第8条 ボランティアは事業を実施したとき、福祉テレホンサービス事業実施記録票（第3号様式）に利用者の様子を記入しなければならない。ただし、利用者の異常を認めたときは早急に市社協会長に報告しなければならない。

2 宗教、又は政治活動をしてはならない。

3 物品の斡旋、販売、金銭の貸借、又は物品を受けることをしてはならない。

(費用)

第9条 この事業に係る費用は、市社協が負担する。

(守秘義務)

第 10 条 この事業の中で知り得た利用者の状況は、必要以外に話してはならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。